

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第 5 8 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含み、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可を受けた場合を除く。）
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 25 条の許可を受けた場合を除く。）
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路及び敷地内通路の工事又は占用
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

○火災予防規則

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第 3 4 条 条例第 58 条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出をしようとする者は、同条第 1 号に掲げる行為に係る届出にあつては実施する日の 1 日前までに、同条第 2 号から第 6 号までに掲げる行為に係る届出にあつては実施する日の 3 日前までに所定の届出書に必要な図書を添えて提出しなければならない。ただし、同条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる行為に係る届出にあつては、やむを得ない場合に限り、届出書の提出に代えて口頭により行うことができる。

【解釈及び運用】

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある行為を掲げ、その届出について規定したものである。

本条の届出における届出義務者は、全て行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者となる。

1 第 1 号

「**行為**」とは、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、十分な消火準備がなされている場合であっても、消防機関がそれを把握していなければ、消防機関自らが火災と誤認し、あるいは一般市民からの誤報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがあることから、これを避けるために届出義務を規定したものである。ただし、森林法第 21 条第 1 項の規定による許可の対象となる火入れは、基本的にたき火に包含される行為であると考えられるため、火入れの許可申請と本条に定める届出が重複しないよう届出対象から除いたものである。火入れの許可を許可行政庁が行った場合は、福山市火入れに関する条例（平成 6 年条例第 8 号）、府中市火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 14 号）及び神石高原町火入れに関する条例（平成 16 年条例第 170 号）に基づき、消防署長へ許可をした旨の通知が行われるものである。

なお、「**火災とまぎらわしい**」とは、次のような行為をする場合をいう。

- (1) 通常のたき火より大規模なたき火をする場合
- (2) 道路工事等でアスファルトを溶解するような場合
- (3) 溶解業等をする場合で煙と炎が大量に出る場合
- (4) 消火実験等をする場合
- (5) その他著しく煙、炎等が出るような作業等をする場合

2 第2号

火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項（ただし書に該当する場合を除く。）の規定により、福山地区消防組合管理者の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定により規制を受けるものである。このため、火薬類の消費の許可申請と届出が重複しないよう届出の対象から除いたものである。

なお、福山地区消防組合管理者が許可を行った場合は、福山地区消防組合火薬類取締法事務処理要領（2014年（平成26年）7月1日制定）第13条に基づき、消防署長へ許可をした旨の通知が行われるものである。

3 第3号

本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催についての届出義務を規定したものである。

一時的とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいい、「**催物**」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観世物を公衆に見せ又は聞かせるものをいう。（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項参照）

なお、本号の届出義務者については主催者であり、演技者等が届出義務者となるものではない。

4 第4号

「**断水又は減水**」とは、水道工事等によりある区域が断水又は減水するような場合をいう。

5 第5号

道路の工事には、消防車両が全く通行できない場合に限らず、片側通行止め等も含まれる。

また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある場合をいう。

6 第6号

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しての火気使用器具等（液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）を使用する露店等を開設しようとする場合に届出が必要となる。

なお、本号に規定する「**多数の者の集合する催し**」とは、条例第19条第9号の2と同義である。